



資料 目次

1. 改定計画について（諮問、答申）	1
2. 計画改定の組織.....	3
3. 計画策定の経過.....	5
4. 施策の展開における環境指標の一覧.....	6
5. 重点環境施策の達成目標の一覧.....	7
6. 収集資料.....	8
7. 用語集.....	9

1. 改定計画について（諮問、答申）

7 瀬環第 120 号
令和 7 年 7 月 3 日

瀬戸市環境審議会
会長 千頭 聡 様

瀬戸市長 川本 雅之

第 3 次瀬戸市環境基本計画の中間評価及び生物多様性地域戦略の
策定について（諮問）

このことについて、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1 第 3 次瀬戸市環境基本計画の中間評価等

今年度は、令和 3 年 3 月に策定した第 3 次瀬戸市環境基本計画が、中間年度を迎えます。本計画の進捗状況に関する評価を行うとともに、本市を取り巻く社会情勢等の変革に即した計画とするため、見直しや改定の実施について、貴審議会に意見を求めます。

2 生物多様性地域戦略の策定

生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条の規定に基づき、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上記計画に統合して生物多様性地域戦略を策定します。

本市の自然の特性に応じた具体的な保全対策を講じ、生物多様性の維持と地域の持続可能な発展を図ることを計画に反映するため、貴審議会に意見を求めます。

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

巻
末
資
料

令和8年3月4日

瀬戸市長 川本 雅之 様

瀬戸市環境審議会
会長 千頭 聡

第3次瀬戸市環境基本計画の中間評価及び生物多様性地域戦略の策定について（答申）

令和7年7月3日付け7瀬環第120号により諮問のありました第3次瀬戸市環境基本計画の中間評価及び生物多様性地域戦略の策定について、当審議会において慎重に審議した結果、別添のとおりとすることが適当であるとの結論に至りましたので、答申いたします。

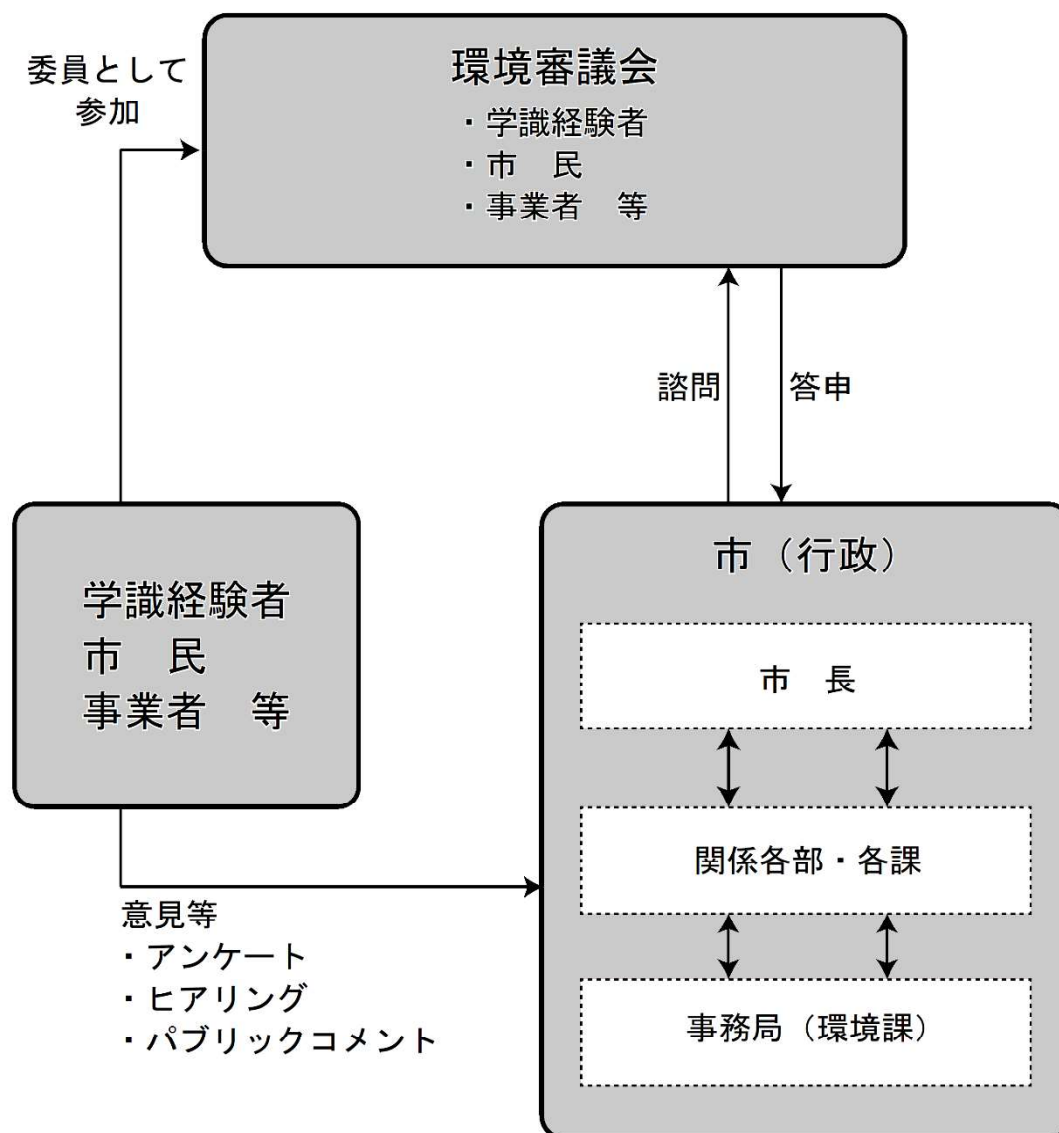
なお、計画の推進にあたって、特に留意すべき事項を下記のとおり申し添えます。

記

- 1 身近な自然環境に目を向け、多様な生物が生息・生育する環境の現状を把握し、幅広い主体との連携及び協働を図ることで、地域の生物多様性を保全する取組を実施する計画とすること。
- 2 令和6年3月に策定した「瀬戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「瀬戸市一般廃棄物処理基本計画」を計画に反映させること。
- 3 気候変動への対処方法として、温室効果ガスの排出量削減に加え、熱中症対策など、気候変動に適応するための取組を計画に反映させること。
- 4 指標は、生物多様性に関する取組や、新たに策定・改定された関連計画の取り組みの進捗を図ることができるものとする。加えて、住民の行動変容が見られるような指標を組み込むこと。

2. 計画改定の組織

(1) 策定体制



序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

巻末資料

● 環境審議会名簿

役職	氏名	所属など
会長	千頭 聡	日本福祉大学国際学部 教授(環境計画・環境学習)
副会長	石川 良文	南山大学総合政策学部 教授(環境政策学、地域経済学)
委員	大村 宏	あいち海上の森センター 所長
委員	加藤 哲也	サステナブルせと 会長
委員	高田 佳伸	瀬戸商工会議所 専務理事
委員	高野 雅夫	名古屋大学大学院環境学研究科地球環境科学専攻 教授 (地球科学、資源エネルギー)
委員	野崎 由衣	市民公募
委員	服部 富久美	瀬戸市ごみ減量推進会議 議長
委員	日比野 平生	瀬戸市自治連合会 副会長
委員	福留 正康	瀬戸市小中学校長会 副会長(瀬戸市立幡山西小学校)
委員	水野 椋太	市民公募
委員	安村 直樹	東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林 准教授 生態水文学研究所 所長(農学)

3. 計画策定の経過

● 計画作成について

令和元年度（2019年度）	
令和2年（2020年） 1月27日～2月12日	市民・事業者アンケート調査の実施 市民 16歳（高校生）以上の市民／2000人 事業者 市内で事業を営む事業所／200社
令和2年度（2020年度）	
7月16日	令和2年度 第1回瀬戸市環境審議会
9月25日	令和2年度 第2回瀬戸市環境審議会
11月13日	令和2年度 第3回瀬戸市環境審議会
12月18日～令和3年 （2021年）1月18日	パブリックコメント 意見 6通（35件）
1月27日～ 2月10日	令和2年度 第4回瀬戸市環境審議会（書面開催）

● 改定計画について

令和7年度（2025年度）	
7月3日	令和7年度 第1回瀬戸市環境審議会 第3次瀬戸市環境基本計画の中間評価及び 瀬戸市生物多様性地域戦略策定の諮問
9月26日	令和7年度 第2回瀬戸市環境審議会 第3次瀬戸市環境基本計画素案
11月25日	令和7年度 第3回瀬戸市環境審議会 パブリックコメント案
令和8年（2026年） 1月9日～2月9日	パブリックコメント 意見 4通（8件）
3月4日	第3次瀬戸市環境基本計画の中間評価及び瀬戸市生物多様性地域戦略策定の答申

4. 施策の展開における環境指標の一覧

	項目	計画策定時	目標の方向性	現状値
1 “瀬戸のしぜん”	保護・保全された森林の面積	2,578.45ha	↑	2,578.45ha
	森林の総面積	6,300ha	→	6,288ha
	オオサンショウウオ保全活動（夜間観察会・巣穴清掃）の実施回数	—	↑	4回/年
	市民との連携・協働による保全の取組数	—	↑	2件/年
	環境学習ツールの提供	—	↑	1回/年
2 瀬戸の“くらし”	大気汚染（4項目）			
	二酸化硫黄	達成	→	達成
	浮遊粒子状物質	達成	→	達成
	二酸化窒素	達成	→	達成
	光化学オキシダント	未達成	↑	未達成
	河川水質汚濁（4地点）			
	瀬戸川（三郷橋）：D類型	達成	→	達成
	矢田川（本地大橋）：C類型	達成	→	達成
	水野川（東谷東橋）：C類型	達成	→	達成
	蛇ヶ洞川（蛇ヶ洞川橋）：A類型	一部※1未達成	↑	達成
	道路騒音・振動（5地点）			
	十軒町（国道155号）	達成	→	達成
	西原町（国道363号）	達成	→	達成
	山口町（国道155号）	達成	→	一部未達成
	西古瀬戸町（国道248号）	一部※2未達成	↑	一部未達成
	中水野町（県道210号）	達成	→	達成
	総ごみ排出量	41,488 t	↓	36,024 t
	資源化率	18.3%	↑	21.8%
	「住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」の補助申請件数	63件/年	↑	64件/年
	市域の温室効果ガス排出量	—	↓	624千t-CO ₂
	市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量	—	↓	10,444t-CO ₂
	クーリングシェルター指定箇所数	—	↑	41箇所
	3 “瀬戸のつなび”	パートナーシップ型組織「サステナブルせと」会員数（個人・団体・事業者）	—	↑
環境配慮に取り組んでいる事業所の数		—	↑	82事業所
環境ビジネスに関連する情報発信回数		—	↑	4（累積値）
「せと環境塾」の講座満足度		—	↑	—
瀬戸市環境課公式 SNS の登録者数		—	↑	685人/累積

目標の方向性：↑現状値よりも増やす →現状値を維持する ↓現状値よりも減らす

※1 河川水質の環境基準（A類型）には、「水素イオン濃度（pH）」「生物化学的酸素要求量（BOD）」「浮遊物質（SS）」「溶存酸素量（DO）」「大腸菌群数」の5つの項目があり、「蛇ヶ洞川（蛇ヶ洞川橋）」においては、「大腸菌群数」の1項目のみが未達成となっていました。（大腸菌群数は、令和4（2022年）年4月1日から、大腸菌数に変更になりました。）

※2 道路の騒音・振動については、交通規制などを公安委員会へ要請することになる水準「要請限度」と維持されることが望ましいとされる「環境基準（振動については規定なし）」の2つが設定されており、「西古瀬戸町（国道248号）」においては、「要請限度」については基準を達成しているものの、より基準の厳しい「環境基準」が未達成となっていました。

5. 重点環境施策の達成目標の一覧

項目		計画策定時	現状値	目標値
重点 1	特定地区における市民との連携・協働による保全の取組	1 件	2 件	3 件以上
	特定地区の指定箇所数	1 地区	1 地区	3 地区
	身近な生態系の自然環境調査の実施	—	0 回	1 回／年
	自然共生サイト認定に関する情報提供回数	—	—	1 回／年
重点 2	再生可能エネルギー促進のための新規補助金の導入件数	—	2 件	1 件以上
	再生可能エネルギー普及のための啓発講座の実施回数	—	1 回／年	1 回／年
	再生可能エネルギーの導入量	6 万 kW	8 万 kW	7 万 kW
	市域の家庭における電力使用量	284, 145MWh	280, 093MWh	269, 907MWh
重点 3	「サステナブルせと」における協働活動の件数	—	2 件	4 件
	「せと環境塾」の講座の内容に共感・実践する参加者の割合	—	—	60%
	オンラインを活用した講座の実施	—	1 講座／年	2 講座／年

序
章

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

巻
末
資
料

6. 収集資料

生物多様性に関する既存文献一覧

文献名	調査方法	対象	発行 (調査等)	発行時期			備考
				昭和 (32年以降)	平成	令和	
瀬理研会誌 (S32,34~38,40~42,44~49) 15冊	現地調査	水生生物等、河川調査	瀬戸市理科教育研究会	■			小中学校の理科教育の一環 (欠巻有)
瀬戸市史 資料編二 自然	市史	大地、気象、植物、動物	瀬戸市長 (S61)	■			
社寺林の植生調査報告書	現地調査 (株) 環境科学研究所	植物 (社寺林)	瀬戸市 (H6~7)		■		
瀬戸の名木	H5~8の「名木調査」の結果から選定	植物 (名木)	瀬戸市教育委員会 (H9)		■		写真集
平成10年度 瀬戸市生態系調査業務委託報告書 4冊	文献調査、専門家へのヒアリング、航空写真の判読、現地調査 (市内24地区)	動物、植物、生態系	瀬戸市 (H11)		■		
平成12年度瀬戸市に分布する貴重な野生植物調査報告書	既存資料調査、現地踏査	野生植物	瀬戸市の名木調査会 (H13)		■		前年予備調査
平成14年度瀬戸市に分布する貴重な野生植物調査報告書	既存資料調査、現地踏査	野生植物	瀬戸市の貴重な野生植物調査会 (H15)		■		H11~15までの調査の4年目
愛知県海上の森自然環境保全地域 指定書	経緯資料	計画書	愛知県 (H18)		■		自然環境保全地域への指定経緯
湿地の植生・環境調査 報告書	湧水湿地研究グループ	水質、植物、地形・土壌	愛知県 (H20)		■		
海上の森調査報告書 6冊	モニタリング	自然全般	海上の森センター		■		愛知万博 (H17)以降の状況
瀬戸市の植物	採集標本調査	植物	愛知県植物誌調査会 (H24)		■		
特別天然記念物オオサンショウウオ生息分布調査報告書	現地調査	オオサンショウウオ	瀬戸市、瀬戸市オオサンショウウオ調査委員会 (H21)		■		
瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例の特定地区選定に関する基礎調査業務報告書	文献調査、専門家へのヒアリング、現地調査 (市内10地区)	地区内の自然	瀬戸市 (H27)		■		
瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例の特定地区候補地の詳細調査業務 2冊	文献調査、専門家へのヒアリング、現地調査	動物、植物	瀬戸市 (H29)		■		条例に基づき3季の詳細調査
瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例の特定地区保護及び保全計画書作成業務報告書	保全計画書作成	特定地区	瀬戸市 (H31)		■		
岩屋堂ガイドブック	ガイドブック	自然全般、歴史	せと・まるっと環境クラブ他 (H28)		■		
岩屋堂ガイドブック II	ガイドブック	歴史、滝、昆虫等	せと・まるっと環境クラブ他 (H31)		■		
東海地方の湧水湿地	資料集	地域別湧水群	湧水湿地研究会作成 (H31)		■		瀬戸地域の記載あり
掛川の生きものたちと風景	写真集	動物全般	掛川地域力向上委員会作成 (R5)		■		

7. 用語集

ア行

■一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）で廃棄物として扱われるもののうち、産業廃棄物以外のものをいいます。主に、家庭などから出るごみで、市民の日常生活から出るし尿・ごみ・粗大ごみなどがこれにあたります。

■エコツーリズム、エコツアー

自然環境や歴史・文化を体験したり、学んだりしながら、地域の自然環境や歴史・文化の保全に責任を持つという観光の考え方が、エコツーリズムです。また、そのような考え方を具体化したツアー（観光旅行）をエコツアーと呼びます。

■エコドライブ

二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減、省エネルギーを意識した運転のしかたをいいます。主なものとして、アイドリングストップ（停車時のエンジン停止）や経済速度（ガソリンを効率的に使うことができる速度）の維持、急発進・急加速・急ブレーキを控えることなどが挙げられます。

■温室効果ガス

大気（地球を取り巻く気体）を構成する気体で、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果（太陽からの熱を地球の表面に留めておく効果）をもたらす気体の総称です。主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスがあり、二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスとされています。

カ行

■外来生物

もともと日本にいなかった生き物で、人間によって外国から持ち込まれた生物のことをいいます。生命力旺盛なものや毒をもったものも多く、在来種（もともと日本にいた生物）の生態系を乱すことが問題となっており、地域の生活や農林業への影響が心配されています。本市でもアライグマやヌートリア、オオキンケイギクなどがみられます。

■環境教育

環境の保全についての理解を深めるために行われる教育や学習をいい、持続可能な生活様式や社会経済システムを実現するために、環境への関心や環境に対する責任と役割、環境保全活動に参加する態度、環境問題の解決に必要な能力・人材を育てることを目指して行われるものです。幼児から高齢者まで、さまざまな年齢に対応しつつ、学校・地域・家庭・職場などの多様な場での連携を図りながら、総合的に推進することが重要とされています。

■環境基準

環境基本法に基づいて、「維持されることが望ましい基準」として、国が定める行政上の政策目標です。人の健康などを維持するための最低限度ではなく、より良い環境のために、積極的に目標として掲げられるもので、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音などについて定められています。

■環境の保全及び創造に関する協定

瀬戸市環境基本条例に基づいて、事業者と市が、公害の未然防止や環境負荷の低減、持続可能な社会づくりを目指して締結する協定です。

平成 20 年（2008 年）には「瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定取扱規程」を定めて、様々な業種の企業との協定締結を進めています。

■気候変動枠組条約

平成 4 年（1992 年）に採択され、平成 6 年（1994 年）に発効された条約で、正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」といいます。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として掲げ、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことを各国が合意したものです。日本では、平成 9 年（1997 年）に京都で「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）」が開催され、先進国の拘束力のある削減目標を定めた「京都議定書」が発効されました。

■クールビズ

夏期に環境省が中心となって行われる環境対策などを目的とした衣服の軽装化キャンペーン、もしくはその方向にそった軽装のことを示す造語で、平成 17 年（2005 年）4 月に行われた環境省の一般公募によって選ばれたものです。

■公害

事業活動やその他の人の活動に伴って、相当範囲にわたって人の健康又または生活環境に係る被害が生ずることと定義されており、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の 7 つが「典型七公害」と呼ばれています。また、騒音、振動、悪臭の 3 つについては、日常生活において、感覚的・心理的な被害をおよぼす「感覚公害」と呼ばれています。

■光化学オキシダント

工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽の紫外線を受けて変質してできたオゾンやアルデヒドなどの物質の総称で、光化学スモッグの原因となる物質をいいます。

サ行

■産業廃棄物

商業や工業などの事業活動から出る廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)では燃えがらや汚泥、廃油、廃プラスチック、ゴムくずなど約20種類が定義されています。

■産業廃棄物等関連2条例

本市が定めている「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の運用の指導致る条例」と「瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」の2つの条例のことで、産業廃棄物等関連施設を適切に運用することや施設の設置にあたって周辺住民に計画を説明することなどを定めています。

■循環型社会

製品などが廃棄物になることを抑制したり、不要になった製品などを資源として循環して利用したりすることによって、石油や木材などの天然資源の消費を抑え、環境への負荷が低減された社会のことをいいます。

■再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱やバイオマスなど、化石燃料(石油、石炭など)以外で利用時に二酸化炭素の排出がないエネルギーのうち、エネルギー源としてずっと利用することができるもののことをいいます。

■生態系

食物連鎖などを通じた生物同士の相互関係と、生物とそれを取り巻く環境との相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念をいいます。

■生物多様性

①地球上に様々な生態系が存在すること、②様々な生物の種同士で様々な差異が存在すること、③一つの生物の種の中にも様々な差異が存在すること、の3つを内容とする概念で、平成20年(2008年)に定められた生物多様性基本法では、生物多様性の恵みは人類存続の基盤であり、国・地域の固有の財産であるとされています。

■生物多様性条約

平成4年(1992年)に採択され、平成5年(1993年)に発効された条約で、正式名称は「生物の多様性に関する条約」といいます。生物多様性の保全や、多様性を構成する要素の持続可能な利用と遺伝資源の利用による利益の公正・衡平な配分を目的とした条約です。日本では、平成22年(2010年)に名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」が開催され、そこで定められた「愛知目標」は令和2年(2020年)に目標年を迎え、達成状況などの検証が行われました。

■せと環境塾

市民ワーキング会議から提案された事業で、既に環境教育に取り組んできた関係者との連携によってプログラムを体系的・計画的に整理して、環境教育や環境保全活動への参加を充実させる取組です。現在は、一般または親子などを対象とした学習講座やエコツアーなどを開催していますが、将来的には知識・経験を得るだけでなく、活動や行動のできる“人づくり”を目指していくものです。

夕行

■第6次瀬戸市総合計画

市政における最上位の方針である「基本構想」と、それを実現するための総合的な施策体系を示す「基本計画」、中期的な視点からの施策の実施計画である「中期事業計画」からなる最上位の計画であり、市が携わるすべての分野における主要な施策の長期的な方針を示すものです。(平成29年(2017年)年3月策定)

■地域循環共生圏

平成30年(2018年)に国の第5次環境基本計画で掲げられました。日本が目指す持続可能な社会の姿です。都市、地方それぞれの地域が主体的に「自ら課題を解決し続け」、得意な分野でお互いに支えあうネットワークを形成していくことで、地域も国全体も持続可能にしていく「自立・分散型社会」です。

■地域新電力

環境省では、地方自治体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益などを活用して地域の課題解決に取り組む事業者を「地域新電力」と呼んでいます。

全国的には、太陽光発電や小水力発電など、地域資源(再生可能エネルギー)を活用した取組事例が増えています。

■都市型水害

近年多発する集中豪雨などにより、地表がアスファルトやコンクリートで舗装された都市部において、水が浸透、吸収することができず、下水管や雨水管の処理能力を超える水が流入した際に発生する道路の冠水、住宅・地下施設などへの浸水被害のことです。

ナ行

■二次林

広義には、原生林が伐採や災害などにより破壊された後に、自然に、または人為的に再生された森林をいいます。広葉樹によって構成される狭義の二次林（広葉樹二次林）と、人為的に針葉樹が植林された針葉樹人工林とがあります。

■二酸化硫黄（SO₂）

亜硫酸ガスともいい、硫黄分を含む石油や石炭などの燃焼によって発生する物質です。四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因ともなる物質です。

■二酸化窒素（NO₂）

赤褐色の気体で、工場や自動車などで物が燃焼する過程で発生する物質です。二酸化窒素に代表される窒素酸化物は、太陽の紫外線によって変質し、光化学オキシダントの発生の原因にもなります。

■ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅のことです。

■ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。現在、実現・普及に向けて、4段階に定義しています。

- ・ZEB（ゼブ）：省エネ（50%以上）+創エネで100%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物
 - ・Nearly ZEB（ニアリーゼブ）：省エネ（50%以上）+創エネで75%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物
 - ・ZEB Ready（ゼブレディ）：省エネで基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量の削減を実現している建物
 - ・ZEB Oriented（ゼブオリエンテッド）：延べ面積10000㎡以上で、省エネで用途ごとに規定した一次エネルギー消費量の削減*を実現し更なる省エネに向けた未評価技術（WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術）を導入している建物
- ※事務所など、学校など、工場など：40%、ホテルなど、病院など、百貨店など、飲食店など、集会所など：30%

ハ行

■バイオマス

家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなど、再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたものをいいます。廃棄される紙や家畜排泄物などを原料とした燃焼・発電や、メタンを燃料とした新エネルギーなどとして使われています。

また、バイオマスの発生から利用を、効率的・総合的に結び、安定・適正にバイオマスの利活用が行われている地域を目指して策定される構想をバイオマスタウン構想といい、多くの市町村などで構想の策定や取組が進められています。

■不法投棄・不法焼却

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に違反して、適切な処理施設以外で廃棄物の投棄や焼却を行うことをいいます。個人によるごみのポイ捨てから周辺地域に深刻な環境汚染をもたらす大規模な産業廃棄物投棄まで、規模も種類もさまざまですが、廃棄物処理法では、5年以下の懲役と1,000万円以下の罰金のどちらか、または両方が科せられる犯罪として規定されています。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m}=100$ 万分の 1m ）以下のものをいいます。

■ポータルサイト

インターネットの入口または玄関口にあたる商用のウェブサイトのことを指します。主に検索エンジン（検索ページ）やリンク集、ニュース配信などのサービスを提供しています。

ラ行**■リデュース（発生抑制）**

「減らす」を意味する英語で、ごみ・廃棄物の発生自体を抑え、減らすことをいいます。

■リユース（再使用）

「再使用」を意味する英語で、使用されなくなった製品や部品、容器などをそのままの形で再び使用することをいいます。

これに対して、リサイクルは、不要品などをそのままの形ではなく、他の製品の原料や燃料などの資源として再び使用することをいいます。

■連携・協働

「連携」は「互いに連絡をとり協力して物事を行うこと」、「協働」は「同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと」と定義されています。「連携」も「協働」も、「同じ目的を共有する複数の人たちが協力して物事を行う」という意味では共通していますが、「連携」の方がより広義の場合で使われることが多く、「協働」は、ひとつの事柄に対し、一緒に協力して成し遂げる意味合いがより強い言葉となっています。

A～Z

■ BOD（生物化学的酸素要求量）

水の汚れを表す指標のひとつで、好気性微生物（酸素が存在する条件下でのみ生存できる微生物）が一定時間中に水中の有機物（汚物などの汚れ）を酸化・分解する際に消費する溶存酸素（水中に溶け込んでいる酸素）の量（単位：mg/ℓ）で示します。BODの値が大きいほど、水質が汚れているといえます。

水の汚れを表す指標には他にも、COD（化学的酸素要求量。過マンガン酸カリウムなどの酸化剤が、一定時間中に水中の有機物を酸化・分解する際に消費する溶存酸素の量）や pH（水素イオン濃度。水溶液の酸性・アルカリ性の度合いを示す数値）、SS（浮遊物質。水中に浮遊している物質の量）、DO（溶存酸素量。水中に溶けている酸素の量）などがあります。

■ COP（条約締約国会議）

国際的な条約の締約国で構成される会議で、国家間の取り決めなどを話し合う会議です。日本では、平成9年（1997年）に京都で開催された「第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）」や、平成22年（2010年）に名古屋市で行なわれた「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」などがあります。

■ ESG投資

従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のことです。

■ GX（グリーン・トランスフォーメーション）

産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会・産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させる経済社会システム全体の変革のことです。

■ HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）

家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う仕組みです。

■ SDGs（エスディーズ）

「持続可能な開発目標」のことで、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標のことです。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

■ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことで、友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。

■ ZEB

→「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」参照

■ ZEH

→「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス」参照